

令和7年度第1回北海道商工業振興審議会 議事録

日時：令和7年8月4日（月）10:00～11:30

場所：TKP 札幌ホワイトビルカンファレンスセンター
ホール2B（札幌市中央区北4条西7-1-5）

1 開会

■ 天野経済企画課課長補佐

それでは、ただいまから、令和7年度第1回北海道商工業振興審議会を開催いたします。私は本日の司会進行を務めます、北海道経済部経済企画課の天野でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

会議を始める前に事務局から1点お願いがございます。今回の会場では、Web参加者がいらっしゃいます。ネット環境には万全を期しているつもりでございますけれども、ご発言をする際には、少し大きめの声でご発言いただきますようお願い申し上げます。

本日の審議会には委員13名のご出席をいただいております。なお株式会社日本政策金融公庫の横尾委員におかれましては、北海道地区統轄 兼 札幌支店中小企業事業統轄を退任されたことに伴い、本審議会委員を辞任されたことをお知らせいたします。

本日は、北海道商工業振興審議会条例施行規則第2条第2項により、構成委員15名の過半数を超えておりますことから、本会が成立しておりますことをご報告いたします。

本審議会につきましては、道が定める附属機関の設置及び運営に関する基準に従い、公開とさせていただきます。また、議事録につきましても、北海道のホームページ等で公開することとなっておりますので、ご承知おきを願ひいたします。

開会にあたり経済部長の水口からご挨拶を申し上げます。

2 挨拶

■ 水口経済部長

経済部長の水口でございます。

本日はご多忙のところ、ご出席いただきまして感謝申し上げます。また、委員の皆様には道の経済施策の推進に日頃からご理解とご協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

本道経済は物価高の長期化や、米国の関税措置をはじめとした不安定な国際情勢等に直面しておりまして、道民の皆様の生活や事業者の方々の経営環境は厳しい状況が続いております。

道では本年1月に策定しました、物価高緊急経済対策の着実な実施に努めてきたところでございますし、先月、道議会で議決をいただきまして、国の電気・ガス料金の支援施策の対象外となっておりました、LPガスと特別高圧電力を利用する方々への支援を行うこととしておりまして、引き続き、当面の物価高の影響緩和に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、本道の直近の動きとしましては、ラピダス社のパイロットラインにおきまして、国内初となる2ナノメートル相当の半導体の基幹部品の試作に成功しまして、次世代半導体の量産化に向けた取組が着実に進められております。また、洋上風力発電関連では、先週、檜山沖と松前沖の2区域が、道内で初めて、発電事業が可能となる促進区域に指定されまして、今後、道南地域などへの大規模なGX投資が期待されるところでございます。

道としてはこうした機会も捉え、食や観光はもとより、DXやGXなど、本道のポテンシャルを最大限活かしながら、産業や人、投資を地域に呼び込み、本道経済が力強く持続的に発展していけるよう取り組んでまいります。

本日の審議会では、本年3月に策定しました、北海道食の輸出拡大戦略<第Ⅲ期>改訂版のほか、本年4月から運用を開始しました、北海道GX推進税制、同じく、本年4月に改正いたしました、北海道産業振興条例施行規則についてご報告をさせていただきます。

また本日も中央最低賃金審議会小委員会が開催されておりますけれども、そういった物価高を上回る持続的な賃上げが実現できるよう、今後の中小企業の賃上げの対応につきまして、ご意見をいただければということで本日の議題にもしております。

限られた時間ではございますが、委員の皆様におかれましては、本道経済の活性化に向けまして、様々な見地から忌憚のないご意見、ご提言をいただければ幸いです。本日はよろしくご意見申し上げます。

■ 天野経済企画課課長補佐

それでは、ここで、新たに委員に就任された方々をご紹介します。サツドラホールディングス株式会社 経営企画グループ 経営戦略チーム マネジャー 北村 志保 委員です。

■ 北村委員

はじめまして、サツドラホールディングスの北村と申します。この度、参加させていただくことになりました。小売の目線を通じて、地域や消費者の皆様の状態を汲み取っていただき、お役に立てていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

■ 天野経済企画課課長補佐

また、先ほどお知らせいたしました、本審議会委員を辞任された、横尾委員に代わりまして、株式会社日本政策金融公庫 北海道地区統轄 兼 札幌支店中小企業事業統轄 斉藤 清和 様が、委員として就任されました。本日については、所用により欠席でございます。

ご出席の委員、オブザーバーにつきましては、お手元の出席者名簿により、ご紹介に代えさせていただきます。

続きまして事務局である、経済部幹部職員でございますが、今年4月の異動で新たに就任した者もおりますので、ご紹介をさせていただきます。先ほどご挨拶申し上げた経済部長の水口でございます。続きましてゼロカーボン推進監の田中でございます。食関連産業局長の工藤でございます。経済部次長の伊藤でございます。経済企画局長の興水でございます。GX特区推進担当局長の横山でございます。産業振興局長の北風でございます。地域経済局長の安彦でございます。労働政策局長の安彦でございます。産業人材担当局長の森でございます。ゼロカーボン推進局長の本田でございます。次世代半導体戦略室長の浦田でございます。それではここからの進行は穴沢会長にお願い申し上げます。

3 議事

(1)「北海道食の輸出拡大戦略<第Ⅲ期>【改訂版】」の策定について（報告）

■ 穴沢会長

はい。皆様おはようございます。本日もよろしくお願いいいたします。

それではこれより議事を進めさせていただきたいと思っております。本日の議題は、次第の通り、4件となっております。まず初めに、議事(1)、こちら報告事項でございますけれども、「北海道食の輸出拡大戦略<第Ⅲ期>【改訂版】」の策定についてとなります。まずは事務局より説明の方、お願いいいたします。

■ 大高食産業振興課長

食産業振興課の大高でございます。よろしくお願いいいたします。

本年1月に開催されました審議会におきましてご審議いただきました、北海道食の輸出拡大戦略<第Ⅲ期>の改訂版につきまして、今年の3月、目標水準の設定を含めた格好で戦略の改訂版として策定いたしましたのでご報告させていただきます。

お手元資料1-1と1-2でございますが、1-1の概要版に基づきましてご報告をさせていただきます。

早速ですが左の、食の輸出の現状と課題というところでございますが、こちら輸出先国の地域の多角化というものが、着実に進行してはいるものの、ホタテガイの割合が依

然として高く、課題のところですが、特定品目や地域に偏らない施策の展開によるリスク分散などの課題というところがあるというような状況でございます。

中段に移りまして策定の趣旨というところでございますが、今年の6月ですね、食料安全保障の確保を基本理念の柱の1つとする食料・農業・農村基本法が改正されて、国内の食料供給能力の確保ということに加えて、海外への輸出を図ることによる、食料の供給能力を維持する考え方ということが明記されたところでございます。

こうした観点を踏まえまして、輸出も含めた食料供給能力の維持ということを追記してございます。

その下の、目指す姿を実現する5つの基本戦略につきましては、1つ目の生産の安定化といたしまして、食料安全保障の観点を踏まえました、生産基盤の維持・強化と高品質な1次産品の安定供給を、2つ目の商流・物流網の整備につきましては、大手企業だけではなく、中小小規模事業者による輸出拡大の加速化ということに向けまして、地域産品の輸出を担う地域商社の活用の視点ということを盛り込みまして中小・小規模事業者による輸出促進ということを追記してございます。

3つ目の北海道ブランドの浸透・市場拡大につきましては、海外との往来が回復しているというような状況でございます、インバウンドへ向けたアプローチを含めた北海道ブランドの浸透や、海外の市場開拓ということに取り組むため、訪日外国人を含む海外へのという言葉を追記してございます。

次に目標水準でございますが、中国による日本産水産物の輸入停止措置以降の、業界動向ですとか輸出実績を踏まえまして、第2期の戦略、目標水準、1,500億円というものに対しまして、150億円を上回る、1,650億円という設定をしてございます。

また品目の拡大と輸出に取り組む事業者の意欲向上というものにつなげるための指標といたしまして、新たに輸出に取り組む事業者数及び商品数をモニタリングすることにしてございます。

その下の推進体制につきましては、国や道、関係機関の皆様で構成する、輸出促進協議会の事務レベル組織である道産食品輸出拡大会議を中心といたしまして、各機関の連携を強化し、輸出拡大に向けた取組を効果的に推進してまいりたいと考えてございます。

次に右側の基本戦略の展開方向につきましてはそれぞれ、1つ目の生産の安定化につきましては、農業生産基盤の維持・強化や計画的な生産促進、2つ目の商流・物流網の整備につきましては、地域商社の活性化による商流構築の強化、3つ目の北海道ブランドの浸透・市場拡大につきましては、訪日外国人への商品PR・販売促進という言葉を追記してございます。

また4つ目の人材育成輸出支援の体制の強化に記載してございます、道産食品輸出塾では、輸出に取り組む人材の育成と、海外の販路拡大というものを図るため、今年度新たに欧州を対象とした、テストマーケティングやシンガポールでの現地研修といったも

のを予定してございます。

その下の主要品目の展開方向につきましては、中国による輸出停止というものの影響を最も受けた、ホタテガイにつきまして、国内消費とのバランスに配慮し、加工体制強化を進め付加価値の高い加工品の輸出を促進することを追記いたしております。

道といたしましては中国の日本産水産物の輸入の再開、米国の関税措置など、国際情勢の変化に伴う輸出の動向というものを注視しつつ、目標水準 1,650 億円の達成に向けて、戦略に掲げる施策を効果的に展開しますとともに、取組の推進管理というものについては、年 2 回、推進状況というものを取りまとめ、公表しているところでございまして、今後も輸出に関わる情勢の変化を踏まえながら、道産食品の海外販路拡大の取組を進めてまいりたいと考えてございます。

資料 1 - 2 は本文となっておりますので、お目通しいただければ幸いです。

「北海道食の輸出拡大戦略<第Ⅲ期>【改訂版】」についてのご報告は以上でございます。

■ 穴沢会長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明があったところでございますけれども何かご意見ご質問等ございましたら、お願いしたいと思います。大体お時間的には 5 分ほどを予定しております。よろしく願いいたします。

それでは高橋委員、よろしく願いいたします。

■ 高橋委員

今の輸出戦略の話、大変参考になりました。

この資料は、2023 年度の食の輸出の現状と課題というところで、ここに書いてありますように中国の禁輸措置ですね、アルプス処理水の。これを見ているとホタテがやっぱり依存しすぎているという現状がまずありますね。

それと、中国じゃなくて今度アメリカが実は急激に、一昨年増えておりまして、この表は多分全く様変わりしている状況に今なっていると思います。

今後、輸出を伸ばすためには、もちろんホタテも大事なのですが、私はこれが本業なのでわかるのですが、今は 4 割が内販、6 割が外販ですね。しかも輸出はやはり為替の影響もありますし、今、現地のカナダとかアメリカでホタテも養殖されています。その数量がたまたま少なかったのも、しかも中国が輸入を禁止したので、北海道からアジアの方に出荷しまして、他のベトナムとかインドネシア経由で、アメリカに輸出されているというのが現状ではないかなと思います。もちろん日本から直接行く数量も増えてはいるんですけど。

ホタテを扱っている生産者の方々も、非常に単価が今、べらぼうに上がっております。

て、去年から今年にかけて、大体4割ぐらい値段が上がっているんじゃないでしょうか。ということは、どういうことが起きるかという、なかなか値上がりについていけないので、国内での消費量がなおさら減る。やはり、そういう内需と外需のアンバランスなところが、ホタテに関しては非常に出てきていることが、問題かなど。

これは非常に複雑な問題が絡んでいますので、単純にはいかないのですが、非常に目まぐるしく国際情勢が動く中で、内需と外需をバランスよくやっていくことが、産地側にも多分良いことでしょうし、それを扱う流通側の方も、ウィンウィンの関係になるのではないかなというふうに思いました。

以上です。

■ 穴沢会長

はい。現場の声と申しますか、現状を大変詳しくご説明いただきました。誠にありがとうございます。

他はいかがでしょうか。佐々木委員どうぞ。

■ 佐々木委員

I T C札幌の佐々木です。説明ありがとうございました。

すいません私、事前に調べてくればよかったのですが、ちょっと調べていなかったのを教えていただきたいのですが、こちらに出ています、輸出実績のデータ関係のオープンデータ化の状況について、どの程度までオープンデータ化しているのかということ、今後の予定とかがあれば、お知らせいただければと思います。

よろしく願いいたします。

■ 穴沢会長

はい。ありがとうございます。こちらどなたからの回答となりますでしょうか。

では工藤局長からお願いいたします。

■ 工藤食関連産業局長

道庁食関連産業局の工藤と申します。よろしく申し上げます。

食の輸出拡大戦略につきましては、年2回、推進状況ということで、道内の輸出状況と、それから道外は、品目ごとの輸出状況っていうのは統計上出てこないものですか、事業者の方々へのヒアリングを通じまして、推測をしているのですが、年2回、品目ごとの、水産物水産加工品、それから農産物農産加工品、それからその他加工品ということで、整理をいたしまして、年2回、輸出状況について報告をさせていただいております。

それから道内港の輸出実績につきましては、統計上、品目ごとに、例えば鮭ですとか

ホタテですとか、品目ごとの輸出状況が確認できるものですから、それを、私ども年2回取りまとめまして、推進状況として報告をさせていただいております、次回は9月に報告をさせていただくということで考えております。

■ 水口経済部長

補足します。財務省の貿易統計は、オープンデータになってますが、道外港から出ている北海道産のものというのは統計上なかったの、事業者さんからヒアリングしており、いわゆるオープンデータではないです。紙で報告したものがPDFで世の中に出ているという状況になっています。そこはヒアリングによるものなので、なかなか統計という感じではないということをご理解いただければと思います。オープンデータという観点からするとそのような状況になっています。

■ 工藤食関連産業局長

毎月の統計データも出ておりますし、私どもについては、そういったものも、毎月確認しながら、先ほど年2回っていうふうに申しましたけども、半年ごとの状況っていうのを取りまとめて、報告をさせていただいているということでございます。失礼しました。

■ 穴沢会長

はい。ありがとうございます。他よろしいでしょうか。
藤田委員よろしくお願いたします。

■ 藤田委員

改めて、おはようございます。

北海道の食に関する関係、輸出含めてですね、前回もブランディング、北海道のブランディングが非常に重要だと認識させていただきました。

北海道自体を世界に、当然北海道の食という部分での発信が、デザイン思考で、デザイナーの評価も含めた取組が必要じゃないかという提案をさせていただいたのですが、その後、何かその動きが少しでもあるのであれば、お話を聞かせていただきたいなと思います。

よろしくお願いたします。

■ 穴沢会長

はい。ありがとうございます。こちらはどなたからご回答いただけますでしょうか。
では工藤局長からお願いたします。

■ **工藤食関連産業局長**

道庁食関連産業局の工藤と申します。お疲れ様でございます。

今の委員の方からのご質問というのは、北海道の食のブランディングということでございますでしょうか。

■ **藤田委員**

はい、そうです。

■ **工藤食関連産業局長**

私ども食関連産業局におきましては、まず北海道のすぐれた道産加工食品を、そこをトッランナーとして道外の方に、道外海外ですね、打ち出すということで、食の専門家の方々が選んだ北のハイグレード食品というのを展開しておりまして、そういった食品を道内外の方に広く、魅力を発信いたしまして、道産品の付加価値の向上に結びつけているということでございます。

それから道産食品の美味しさに、健康機能性というのをプラスいたしましたヘルシーD oの食品というものも、私ども年2回、募集いたしまして、専門家の審査を経て、173品の商品を認定して、おいしい道産食品に健康機能性をプラスした食品ということでヘルシーD oの取組を進めております。

それからフード塾事業ってということで、人材育成ですね。道内の食のキーパーソンとして、活躍いただけるような方々を育成する、フード塾事業をやっておりまして、これまで300名以上の道内の方々に受講いただいて、卒塾をしていただいておりますが、そういった卒塾生の方々が、いろんな塾生同士のネットワークを通じて、新たな商品開発を行ったりしておりますし、E-Z O（イーゾ）という団体を設立して、いろんな取組を進めており、これから食の取組を中心に担っていただくような方々を、自ら地域地域で後継を育成するような、そういった取組を、関わっていただきながら進めており、先ほどお話したような、北のハイグレード食品ですとか、ヘルシーD o、それから、人材育成っていうふうな形で、食のブランディング化をどんどん進めていきながら、取組を進めているということでございます。

■ **穴沢会長**

はい。ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

■ **藤田委員**

ありがとうございます。

国内においても、北海道物産展含め、海外においても北海道のブランドが非常に重要

だと思しますので、ぜひ、ブランディングの強化は、食品だけではなく、観光も含めて非常に可能性が高いと思しますので、専門家を入れて総合的な北海道ブランドの発信をお願いしたいなと思します。

以上です。ありがとうございます。

■ 穴沢会長

はい。ありがとうございます。

それでは中陳委員よろしく願いいたします。

■ 中陳委員

はい。稚内中央水産の中陳です。今回会場で参加できず申し訳ございません。

私たち水産加工会社の視点から食の輸出の、簡単ですけど話をさせてもらいたいなと思っております。

僕らみたいなこの小規模事業者、なんていうかその基本戦略の展開の方向の2番、少量物流網の整備っていうところで、やはりどうしても、大規模ロットでの出荷というのはできないような状況になっていますので、小口混載といったところで、荷物を北海道、全道から集めて、タイやシンガポール、東南アジアに輸出するといったところが、今現在、課題となっています。

やはり言葉の壁だとか商習慣の違いなど、国内販売との違いというのもできない原因になっていて、僕ら中小企業としては、この小口混載のところをどうにかして、物流網を作っていくのかっていったところが今後の課題なのかなと思っております。

それとあと、前回もちょっとお話させてもらったのですが、アルコールとのペアリングで、このワイナリーが増えてきた、道産のワイナリーが増えてきた中で、そこに合う日本食というものが、海外の方に、多分まだ全然知られてないと思しますので、そこら辺のPRの方っていうのを、僕ら事業者の方から、どんどんどんどんしていければと思っております。

以上です。

■ 穴沢会長

はい。ありがとうございました。

少し時間が押しております。最後に、工藤局長の方から一言をいただいて本件については終わりたいと思します。

■ 工藤食関連産業局長

先ほどもお話させていただきましたけども、食の輸出を取り巻く状況というのは、中国による水産物の輸入停止措置の解除の動きですとか、米国による相互関税の発動、と

いった様々な環境変化が生じておりまして、各国の政治経済の状況、情勢変化で生じるリスクへの対応は重要というふうに考えてございます。

こうした中で先ほどもご説明させていただきましたけども、戦略改訂版では新たな目標水準の設定を、前戦略から150億円上回る、1,650億円ということで設定をさせていただいて、輸出先国、地域の多角化、それからその品目の拡大ということで、輸出の促進に取り組んでいくということで計画をしたところでございます。

道としても、道産食品の輸出拡大に向けまして、今後とも戦略に基づく各般の施策を、国や関係団体、それから、事業者の方々の理解をいただきながら、推進していこうというふうに考えておりますので、今後とも、引き続き、ご理解とご協力の方、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

(2) 北海道GX推進税制の導入について（報告）

■ 穴沢会長

ありがとうございました。それでは次にまいりたいと思います。

議題の(2)でございます。こちら報告事項でありますけれども、北海道GX推進税制の導入についてとなります。

こちらにつきましても、事務局の方から説明をお願いいたします。

■ 樽井GX特区推進担当課長

経済部GX推進課と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

資料の2をご覧ください。北海道GX推進税制の導入についてご報告させていただきます。

はじめに、導入の経緯についてでございますが、令和6年6月に、北海道・札幌市が「GX金融・資産運用特区」に決定され、地元の主体的な取組として提案しました地方税の税制優遇につきまして、有識者の皆様のご意見を伺い検討を進めてまいりました。昨年12月、有識者の皆様や道議会のご意見を踏まえまして条例を制定し、本年の4月から、北海道GX推進税制の運用を開始したところです。

次に、本税制の概要をご説明いたします。北海道へのGX産業の集積と、札幌市への金融機能の強化・集積という特区の目指す姿、こちらを実現するために、北海道全域におけるサプライチェーンを含めましたGX事業と、札幌市における金融事業、こちらを対象としております。

1枚おめくりください。次2ページ目になります。課税免除の対象税目についてでございますが、道内で新たにGX事業や、金融事業に参入される場合は、法人道民税、法人事業税を最大10年間、免除するとともに、GX事業の設備投資を行う場合につきま

しては、不動産取得税なども併せて免除することとしています。主な認定要件でございますが、税制優遇の適用を受けるためには、事業を行う市町村に設置された事務所などにおいて、原則3名以上の常用雇用が増えることや、不動産取得税などの免除を受ける場合は1億円を超える投資、過疎地域におきましては都市部との差を設けるために500万円を超える投資が行われることを要件としております。また、本道におけるGX産業の集積は、地域との共生を図りながら推進されることが重要であると考えておりまして、地域との調和に関する取組や、地域における合意形成などが適切に行われている事業であることも認定の要件としております。

続きまして、最後のページ、3ページ目をご覧ください。私ども道といたしましては、国家戦略特区制度によります規制緩和に加えまして、北海道GX推進税制の導入、それから企業立地補助金の拡充、そういった支援策を整えたところでございます。こういった支援策を、地域の皆様はもとより、国内外の事業者の方々に活用していただけるよう周知を行いまして、地域との共生というのが前提になりますが、全道域でのGX産業の振興を図ってまいりたいと考えております。

ご報告は以上となります。

■ 穴沢会長

ありがとうございました。それではただいまの事務局からの説明に対しまして何かご意見、ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。

堂屋敷委員よろしく願いいたします。

■ 堂屋敷委員

ご説明ありがとうございました。非常に意欲的な内容で、全国的にも、このような取組というのは、GX運用に関して積極的に取り組む北海道らしい事業だなどと思っております。

それで質問ですが、ご説明の中にありました、地域との合意形成についてですが、地域との共生ですとか、地域に理解をいただくということを、今回GX税制優遇を適用するにあたって、どのような基準で適用するのか、その辺の運用上の要綱ですとかそういった部分がもしあれば、補足でご説明いただければと思いますが、いかがでしょうか。

■ 穴沢会長

ご質問ありがとうございました。こちらどなたからの回答になりますでしょうか。よろしく願いいたします。

■ 横山GX特区推進担当局長

GX特区推進担当局長の横山でございます。ご発言ありがとうございました。

地域との共生の確認でございます。私どもGX推進税制の適用に当たりましては、まず事業者の皆様へ、GX推進税制のガイドラインというものを周知しておりまして、道庁のホームページにも掲載しているところでございます。この中で、地域との合意形成をどのように確認させていただくかというのをお示ししているところでございますけれども、まず、この税制の優遇の適用に当たりましては、2段階の手続がございまして、1段階は事業計画の認定、それからもう1段階は事業計画認定後、事業の実施において、実際の税制優遇の適用と、その2段階になっているのですが、事業計画の認定の段階で事前に事業者の皆様と、市町村との合意状況を確認させていただくとともに、当該市町村に事業者様との調整状況を確認しながら、計画の認定事務を進めているところでございます。

従いまして、客観的な指標があるかと言われると、特別こういう基準で地域との共生状況、合意形成状況を確認するというものではございませんけれども、事業者様、それから該当の市町村様と十分にコミュニケーションを図りながら、税制の適用すべき事業計画かどうかという確認を進めさせていただいているところでございます。

以上です。

■ 穴沢会長

はい。ありがとうございます。堂屋敷委員、よろしいでしょうか。

■ 堂屋敷委員

どうもありがとうございます。

基礎自治体の方が一番、事業に関して、事業者との連携を図っていく主体となるべきという考え方もあるのかなと思いますので、実際の皆さんと連携をされているということで、理解をいたしました。

最後に1点要望なのですが、カーボンクレジットの創出について、全国的に、例えば海ですとか、あるいは植林ですとかそういったところが、クレジット創出する事業というのが、ここ最近非常に多くなってきていると認識をしております。

この取組は、北海道の豊かな環境を保全することにも繋がりますので、そのクレジットの創出について、北海道庁様の方で、今後何かご支援の方向ですとか、そういったサポートをしていただくような、そのような施策を検討いただければと思っておりますのでよろしく願いいたします。

私からは以上です。

■ 穴沢会長

ご意見ありがとうございます。承りました。他にご意見ご質問等、ございますでしょうか。吉岡委員よろしく願いいたします。

■ **吉岡委員**

吉岡でございます。ご説明ありがとうございました。

質問が2点ございます。対象事業のGX事業の中のデータセンターとありますが、こちらがGX事業に入っているのです、何かエネルギー関係でエコでやさしい要件があれば教えていただきたいと思っております。

もう1つ、金融事業の2つ目の金融機能の強化集積に資するフィンテックデジタル技術を用いた金融サービスの事業という記載がありますが、例えば具体的にこんな事業ですといった例がありましたら教えていただきたいと思えます。

以上です。

■ **穴沢会長**

ご質問ありがとうございました。それでは本件につきまして、ご回答の方をお願いしたいと思います。

■ **横山GX特区推進担当局長**

GX特区推進担当局長の横山でございます。ご質問ありがとうございます。

まず、データセンターでございますが、基本的な考え方としましては、政府のGX 2040ビジョンと同様でございます。北海道を再生可能エネルギーの供給基地であり、かつ、活用拠点であると、そうした活用する産業を呼び込むという考えで設計しているところでございまして、具体的な税制優遇の適用に当たりましては、再生可能エネルギーを6割以上活用する事業につきまして、事業計画の認定をすることになってございます。

それから、金融事業につきましては、こちらもGX推進税制のガイドラインにおいて、具体的な分類をお示ししているところでございます。例えば、資産運用業ですとか、フィンテック事業というのを、大まかな分類として、お示ししているところでございますけれども、その中では、投資の助言・代理、それからフィンテック事業の中で保険業の代理業等も対象としているところでございます。

以上です。

■ **吉岡委員**

ありがとうございます。

■ **穴沢会長**

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

今井委員よろしく申し上げます。

■ **今井委員**

質問ですけれども、令和7年の4月から運用開始ということで、4か月程度経っていますけれども、GX推進税制のその運用を始めて、今の段階で、いろんな反応だとか動きがあれば教えていただきたい。いろいろと普及促進、活用に向けて、施策を打たれているとお話しいただいたので、その反応ですね、市場の反応というか、皆さんの反応がもしあれば教えてください。お願いします。

■ **穴沢会長**

それでは北海道の方よろしく申し上げます。

■ **横山GX特区推進担当局長**

GX特区推進担当局長の横山でございます。

商工団体ですとか市町村を中心に制度の説明、これは制度スタート前の検討段階から、随時重ねてきたところございまして、関連事業者からのご相談も多く寄せられていると承知してございます。

その中で、先月、7月18日付けになりますけれども、この税制を活用した第1号第2号の事業計画の認定案件がございまして、内容としては、札幌市内で実施する蓄電池の事業を認定しているところでございます。

■ **今井委員**

ありがとうございました。

■ **穴沢会長**

ありがとうございました。それでは本件の最後に、ゼロカーボン推進監の田中様より、一言よろしくお願ひしたいと思ひます。

■ **田中ゼロカーボン推進監**

ゼロカーボン推進監の田中でございます。

ちょっと背景だけ申し上げます。私の部署では、ゼロカーボン、そしてこのいわゆるGX、これを一体的に推進していくための取組を行っているところございまして、今年国におきまして地球温暖化対策計画であったり、エネルギー基本計画の改定があって、道においても関連する計画見直しなどを予定しておりますけれども、GXにつきましましては、今年の2月に、国がGX2040ビジョンを策定していただいて、再エネの供給拠点の近傍にGX産業を集積させていこうという考え方が示されまして、そうした地域として、北海道が、明記例示されたという状況でございます。

道といたしましては、このような国の動きと連動いたしまして、官民のGXの投資、これを道内に呼び込んで、道内のGX産業の振興を図りながら、その波及効果を全道各地域に広げていきたいと考えていたところでございます。そうした動きを加速するためにも今回ご説明した、GX推進税制を導入・創設したところでございます。

説明にありましたけれども、本税制優遇制度は、GX金融・資産運用特区の提案に盛り込まれていたものでありますけれども、昨年6月に、この特区に決定され、国家戦略特区の活用によりまして、規制緩和の提案が可能となりまして、また今年度、企業立地補助制度の充実も行ってございまして、併せて、全国トップレベルの支援制度が準備できたのかなと考えております。

今後はこういった制度を効果的に、ぜひ活用していただくため、北海道のポテンシャル、それからこの支援制度を広く道内外に発信していくことが重要でございますので、そのための効果的な取組、これを検討していきたいなというふうに考えてございます。

一方で、様々報道にありますように、太陽光パネルの問題だとか、地域でいろいろ課題がございます。

地域との共生、これを大前提に脱炭素と地域経済の活性化の同時実現に向けまして、取組を進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き、委員の皆様のご支援とご指導をよろしく願いいたします。

(3) 北海道産業振興条例施行規則の改正について（報告）

■ 穴沢会長

ありがとうございました。それでは続きまして議事の(3)の方に移りたいと思います。こちらが報告事項となります。北海道産業振興条例施行規則の改正についてとなります。

こちらにつきましても、事務局より説明の方お願いいたします。

■ 宮崎立地担当課長

産業振興課の宮崎でございます。

私からは、北海道産業振興条例の施行規則の改正による、企業立地助成制度、こちらは、企業の皆様が工場等を新設、あるいは増設される際にお使いいただける補助金の制度でございまして、本年の4月に拡充をいたしました。こちらの主な改正点についてご説明をさせていただきます。

資料3をご覧ください。1枚おめくりいただきまして、1ページ目の1番、助成制度見直しの背景でございます。

こちらの産業振興条例は、5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を踏まえまして、検討を行い、見直しなどの必要な措置を講ずることとしておりますけれども、昨

今の次世代半導体の製造拠点や、大型のデータセンターの立地、あるいはGX金融・資産運用特区の指定などといいました、企業立地を取り巻く環境の変化を踏まえまして、次期見直し年である令和9年を待つことなく、昨年度、本審議会で頂戴しましたご意見などを踏まえた検討を行い、本年4月に助成内容を拡充いたしました。

次に資料の2ページ目をご覧ください。改正の主な内容についてでございます。(1)番のGX関連産業の誘致に向けた見直しでございますけれども、こちら、資料の右側に審議会での主なご意見記載してございますが、半導体などの関連産業の集積を後押しするためには、業種の縛りをもう少し緩やかに幅広にすることも考えられるといった、ご意見ですとか、GX金融・資産運用特区の指定を受けたことで、GXを契機にして、全道全域で経済発展を目指す視点が重要などといったご意見を頂戴したところでございます。

こうしたご意見を踏まえまして、左側でございます、2ポツ目からですけれども、条例上、道として特に重点を置くこととしております、成長産業分野というものに、この半導体関連産業を創設、追加いたしました。

これにあわせまして、上のポツですけれども、補助金の限度額を現状の10億円から15億円に拡充するとともに、3つ目のポツになります、半導体の製造に付随して行う回路設計を補助対象に加えましたほか、その下の高圧ガス等の保管倉庫を高度物流関連事業に追加し、補助対象としたところでございます。

その下のデータセンターですけれども、こちらはすでに成長産業分野に位置付けておりますけれども、補助金の限度額を現状の5億円から15億円に拡充する一方で、GX推進税制と同じくですね、再エネの活用を促す観点から、消費電力の60%以上を再エネで賄うデータセンターのみを対象とすることとしました。

その他としましては、GX推進税制の8つのGXプロジェクトのうち、これまで補助金の対象としておりませんでした、海底直流送電、電気及び水素運搬船等に係る製造業を対象に追加しております。

次に資料の3ページ目ですけれども、こちらには、今概要をご説明しました改正内容の一覧表を記載しておりますので、のちほどご覧いただければと思います。続きまして4ページ目をご覧ください。

(2)の雇用要件の見直しについてであります。こちら右側でございますけれども、昨年の審議会で、人材の道央圏への集中が懸念されることから、一部地域については雇用要件を撤廃することも検討してはどうかといったご意見ですとか、あと雇用要件は、企業規模別の設定という考え方もあるのではないかなどといったご意見を頂戴いたしました。

このようなご意見を踏まえまして、類型IIという投資額が2,500万円以上の比較的小規模な投資案件ですけれども、こちらの雇用増の補助要件を5人以上から3人以上に緩和をいたしました。

なお、雇用要件につきましては、ご意見の3つ目のポツに記載ございますけれども、労働力不足や生産性向上などにより様々な意見があることから、引き続き情勢を勘案しながら検討してはどうかというご意見も頂戴したところでございます。

引き続き、雇用環境を取り巻く社会経済情勢を注視していきたいと考えてございます。

次に(3)の地域への立地促進に向けた見直しでございます。こちら右側でご意見記載してございます。道外から企業誘致の促進と、道内全域にあるポテンシャルを引き出すことをセットにして、制度設計に取り組むことも重要といったご意見ですとか、北海道全域で事業が広がるような対応をしてはどうか、などといった道内全域に効果を波及させていくべきという趣旨のご意見をいただいたところでございます。

これらのご意見を踏まえまして、左側に記載ございますけれども、過疎法の対象地域であり、かつ、地域未来投資促進法の適用地域となる市町村は、助成率を1%上乘せすることといたしました。

主な改正点は以上でございますけれども、本制度に加えまして、先ほどご説明しましたGX事業の税制優遇制度と合わせますと、全国トップクラスのインセンティブとなっております。これらの道の制度とあわせて地域未来投資促進法などの国の支援制度も活用しながら、積極的に企業誘致を進めていきたいと考えております。

なお、改正後の制度全体の概要につきましては、お配りしておりますお手元のパンフレット、「立地企業への優遇措置のご案内」、こちらをご参照ください。

説明は以上でございます。

■ 穴沢会長

ありがとうございました。それではただいまの説明に関しまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。

堂屋敷委員よろしく申し上げます。

■ 堂屋敷委員

ご説明ありがとうございました。

こちらの振興条例に基づく助成措置も、非常に国内でも先駆的な取組なのかなというふうに思っております。道庁様には、敬意を表させていただきたいと思っております。

データセンターの助成に関して質問ですけど、まず再エネ比率60%以上というラインがあったのかなと思うのですが、この60%とした考え方を教えていただきたいのと、あと、そもそもの再エネなのですけど、いわゆるコーポレートPPAと言われている再エネの開発している事業者と、再エネの事業化と、PPAという相対の契約で調達する手法が多いのかなというふうに思っています。

ただ一方でこのPPAというのが、バーチャルとフィジカルという2種類がありまし

て、バーチャルというのが、電気と環境価値を切り離して、環境価値分だけを調達をするという考え方になるのですけど。フィジカルについては、電気と環境価値セットで供給すると。

このバーチャルの場合には、実は北海道外の再エネからも調達ができるという契約の仕組みになっておりまして、この辺、バーチャルかフィジカルかっていう考え方がそもそも、こちらの再エネの調達の中で設定をされているかどうか、この2点をお伺いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

■ 水口経済部長

経済部長の水口でございます。

まず、再エネ利用率60%とした考え方をご説明します。再エネ利用100%を目指す国際的な企業の活動であるRE100について、皆様ご存じだと思いますが、RE100では、最終的に100%を目指すのですけれども、2030年までに60%の再エネ化、2040年までに90%の再エネ化を目指すというのが方向性と伺っております。

今回は2025年の改正ではあるのですけれども、2030年までに、大きな企業が多いと思いますが60%の再エネ化を目指そうという世の中の動きを拠り所として、それを先取りする形で60%としたところでございます。

■ 北風産業振興局長

産業振興局長の北風と申します。

2点目の件は、そういった形での再エネの調達も認められるということで、制度設計しております。以上でございます。

■ 穴沢会長

ご回答の方ありがとうございました。堂屋敷委員よろしいでしょうか。

はい、それでは他にご意見等ございましたらお願いしたいと思います。

吉成委員よろしく願いいたします。

■ 吉成委員

私は、審議会に設置された、北海道産業振興条例の助成制度検討分科会部会長を務めさせていただきました。北海道経済の活性化及び雇用機会の創出に資することを目的としている条例のもとでの助成制度であるため、様々な観点から多くの意見が出ました。

審議会での議論の結果、ご報告のと通りの改正になったわけですけれども、労働力不足及び省力化・生産性向上や、人材の道央圏集中への懸念など、引き続き情勢を勘案しながら運用していくことが望まれると感じております。

一例として、北海道経済部の半導体産学官ネットワーク構築・強化事業が各地域で始まり、本学もその一員として地域の皆様と地域経済活性化やエコシステム構築に向けた議論をしているところです。

このように、様々な施策と連動することにより、助成制度がより良い成果に結びつくことが期待されますので、どうぞよろしく願いいたします。

(4) 中小企業の賃上げへの対応について (報告)

■ 穴沢会長

ありがとうございました。他にご意見等、ございますでしょうか。

それでは次にまいりたいと思います。最後の議事になりますけれども、こちらも報告事項となります。中小企業の賃上げへの対応についてとなります。

まず、こちら、事務局からの説明をお願いいたします。

■ 三浦中小企業課長

はい。中小企業課長の三浦と申します。よろしく願いいたします。

私から資料4、「中小企業の賃上げに向けた対応」についてご説明をいたします。

近年、全国的に物価上昇や人手不足を背景に、賃上げの動きが加速する中、国では賃上げを起点としました、成長型経済の実現に向けて、中小企業の支援拡充や価格転嫁の環境整備を進めておりまして、道としましても設備投資や販路拡大、経営力強化などの支援を実施しているところでございます。本日は、本道の中小企業の賃上げに向けて、国の動きや道内の企業の状況、国や道の対応状況をご説明し、今後の必要な取組についてご意見を伺いたいと考えております。

それでは資料をおめくりいただきまして、1ページになります。賃上げの動きや国の考えについてでございます。初めに、左上図、「賃上げに向けた政府の取組」についてです。2021年、岸田政権発足時に、賃上げと価格転嫁対策の強化を掲げ、2023年5月、「三位一体労働市場改革の指針」で、価格転嫁や下請取引の適正化の推進、中小・小規模企業の生産性向上への支援を決定しました。次に、右上図、「国の方針など」についてでございます。2021年、新しい資本主義の実現に向けて、官民連携で「成長」と「分配」の好循環を図り、分配戦略として賃上げを重視。2023年の骨太の方針では、構造的賃上げの実現や「人への投資」の強化、中間層の形成を明記。2025年策定の中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画では、2029年度までに実質賃金1%程度の上昇、賃上げノルムの定着を盛り込んでおります。下の図は「連合調査の賃上げ率と北海道の最低賃金の推移」になります。緑の北海道の最低賃金は毎年少しずつ上昇し、2021年以降4年連続で過去最高の引き上げとなっております。赤と青の全体及び中小企業の賃上げ率は、2022年から急激に増加しております。

おめくりいただきまして、資料2ページになります。道内企業の状況についてでございます。道が実施しました、企業経営者意識調査などによりますと、左上図の人手不足の影響の程度につきましては、各産業とも約86%が影響を受けているという状況となっております。その下、賃上げの理由としましては、従業員のモチベーション向上や従業員の確保・定着、従業員の生活安定の確保など、防衛的な理由が上位を占めております。右上図の賃金上昇分の価格転嫁の状況としましては、全て転嫁できている、概ね転嫁できているとする中小企業は3割に満たない水準で、大企業・中堅企業に比べ、低水準となっております。その下、価格転嫁が難しい理由としましては、価格を上げると販売量が減少する、受注減など取引への影響を懸念、取引先の理解が得られないなど、価格転嫁が十分に進展しない中、持続的な賃金上昇は依然として厳しい状況にありまして、無理な賃上げによる業績悪化を懸念する声が多くあります。

おめくりいただきまして、資料3ページです。国などにおける対応状況についてでございます。国は「経済財政運営と改革の基本方針2025」で、2029年度までに実質賃金1%増、全国平均の最低賃金については、適正な価格転嫁と生産性向上により1,500円を目標とし、官民で5年間に約60兆円の生産性向上投資を実現する方針を示しました。中段左、価格転嫁・取引適正化では、下請代金法や下請振興法、食料システム法の厳格な執行、下請Gメンによる取引実態の年間約1万2千件のヒアリング、取引適正化の自主行動計画の徹底や下請企業との望ましい取引慣行の遵守を宣言するパートナーシップ構築宣言の普及を推進、また、価格交渉促進月間や労務費転嫁のための価格交渉指針の周知も実施しております。中段右、生産性向上では、ものづくり補助金などによる高付加価値製品や新市場進出支援、省力化補助金やIT導入補助金での投資支援、中小企業の省力化技術普及を促進、さらに、よろず支援拠点、中小機構によるソフト支援や先進事例発信を通じ、伴走型支援で中小企業の競争力強化を図っております。

おめくりいただきまして、資料4ページです。次に、道の施策についてご説明いたします。物価上昇を上回る持続的な賃上げができるよう、賃上げ原資の確保に向けた適切な価格転嫁や生産性の向上が重要との認識のもと、中段左の、価格転嫁・取引適正化では、パートナーシップ構築宣言の普及・促進にあたっては、低利融資や補助金審査時の加点の優遇措置を実施、また、下請法など関連法の周知や価格交渉に役立つツールの紹介、国や支援機関窓口の情報提供を行い、道の相談窓口では下請取引や建設工事における元請・下請問のトラブルの相談に対応しております。中段右の生産性向上では、多様で柔軟な働き方や同一労働同一賃金の推進、社労士等による相談支援による働き方改革の推進、さらにデジタル化投資や新分野進出、商品開発、販路拡大の支援、専門家による伴走型経営支援を行っております。加えまして、人材確保・育成では、省エネ・省力化に資する人材育成、UIターンによる人材育成、女性、高齢者等の就業促進に取り組み、総合的に賃上げに向けた環境の整備を進めております。

左下に再掲ではありますが、デジタル技術導入支援と人手不足業種の人材確保支援に

つきましては、賃上げに取り組む事業者の方々を優遇する補助金となっております。

おめぐりいただきまして、資料5ページです。以上、賃上げの動き、国の考え、道内の状況、国などにおける対応状況、道の施策をご説明しましたが、最後に本日いる皆様にご審議いただきたい中小企業の賃上げに向けた対応の論点を整理させていただきました。賃上げの原資となる利益を確保するため、①価格転嫁・取引適正化、②生産性向上（売上げ増加、経費削減、業務効率化等）という2つの観点から、今後、中小企業や業界、道においてどのような取組を進めていく必要があるのか、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただければと思います。

よろしく申し上げます。

■ 穴沢会長

はい。説明ありがとうございました。

最後のページにありますように、様々なご意見いただきたいというふうに思っております。まず、まだ本日ご意見をいただいております委員の方から、ご意見いただければと思っておりますけど、岸本委員いかがでしょうか。

■ 岸本委員

はい。具体的に数字を持ってきているわけではないので、日頃の肌感という感じの話になりますけれど、やはり商工会の会員さん、地域の中小企業は圧倒的に多くございますので、例えば、GXとか今の投資が集中している部分といたしますか、そういった経済の果実といたしますか、そういったものが地域まで早く速やかに、できるだけ効果的に浸透していただけるよう切に願うところでございます。ぜひ、そういった施策をお願いしたいと思っています。

また、地方の人材不足に関しましては、これまでは例えば外国人の雇用につきましても、北海道でも大きな町ですとか大きな企業が中心となって動いていたように感じておりますが、最近、特に地方に、そしてより小さな企業に外国人を雇用していくような動きが広がってきているように感じております。

我々中小企業も積極的にそういったものを取り組んでまいりたいと思いますが、1つ懸念されるのは外国人雇用の先進地域において、それまで住まれていた地元の方との軋轢等はたまに見えるところでございますので、そういったことにつきまして、外国人を雇用しながらより住みやすい地域にしていけるよう、これも色々な観点からご検討いただければと思います。以上でございます。

■ 穴沢会長

はい。ありがとうございました。

それでは続きまして、北村委員の方からよろしく願いいたします。

■ 北村委員

北村でございます。ご説明ありがとうございます。

私の所属している会社はいわゆる中堅企業でございますけれども、数年前はこのような持続的な賃上げが続くという想定を正直なところしておりませんでした。想像以上であるというふうに認識をしています。

そんな中でしていくことは今後何かというと、例えばIT化によってオペレーションの一部を自動化して人の労働の価値を上げていくという方向へ今取り組んでおります。

そうなりますと、人にしかできない仕事、人だからできる仕事というのはどんどん特定されてきて、職種の中で偏りが出てくるということを実感しております。ですので、人というその資源性リソースの再配分ということが大きな課題になっています。

中小企業におかれましては1人で何役もこなされるというお仕事の仕方というのは私どもよりは元々進んでおられるとは思いますが、どうしてもお仕事の中身で、自動化できるものとそうでないものに偏りが出てきて、従来の仕事どおりでなくなってくる方というのは増えてくるのではないかなと思います。

こちらの施策の中でも記載していただいていますけれども、よりデジタル技術の導入支援であるとか、人手不足職種の人材確保支援といったところというのは、私ども中堅企業の中では、新しい仕事の方に移っていただくことが比較的やりやすいのかなと思いますけれども、それでも非常に苦しいというのが現状でございます。

そうなってくると、多分次に必要になると思っているのが、労働力の流動化、他の会社でもすぐに働けるような、なかなか思い切って転職というのはまだまだ日本はできないような状況であると思いますので、こういった流動化の支援であるとか、こういった技術の導入支援、それからリスクリングの支援を強く推進していただくことがより速やかな企業の賃上げの後押しに繋がるのではないかなというふうに思います。

以上でございます。

■ 穴沢会長

ありがとうございました。

それでは続きまして、佐藤委員いかがでしょうか。よろしく願いいたします。

■ 佐藤委員

道商連の佐藤でございます。

まず最初に資料の中で違和感を感じたところが1つございまして、それは1ページ目の下の折れ線グラフがそうですけれども、最低賃金が掲載されてるんですが、賃上げと最低賃金は分けて考える必要があろうかなと思っております。なぜかといいますと改めてご説明するまでもございませぬけれども、最低賃金については罰則付きのルールでござい

ます。すべての事業者に強制的に適用されるものであります。ですから、ここが高けりゃいいやと簡単に決められる話ではなくて、その水準はどこに置くのかということで、今年度もまだ正式に国の審議会も決着がついてないのはその辺りにあろうかと思っております。

最低賃金を決めるにあたっては、物価も含めた生活費がどうなのか、それから賃金水準がどうなのか、最後3点目は賃金の支払い能力があるのかですが、今、この3点目の支払い能力がクローズアップされているがゆえの議論になっていますので、賃上げの中であえて最低賃金の推移を持ってきた理由がちょっと違和感を感じるところでございすし、3ページ目にも国が骨太方針で明記しているところでもありますけれども、ここであえて取り上げる必要があるのかちょっと違和感を感じたところでございます。

ぜひ道が取り組んでいただく施策の中の視点として押さえていただきたいと思っておりますのは、今月に入りまして中小企業の倒産が増えていますという新聞記事がございました。その中では人手不足による倒産が今年は増えています。その倒産の内訳を見ていくと、中小企業・小規模事業者が大半です。要するに、人手不足が中小企業の倒産、廃業につながっている事実がございす。要因は何かというと、大企業と中小・小規模事業者との賃金格差にあるわけでありす。ですから、目指すべきところは大企業と中小・小規模事業者の賃金格差をどういうふうに縮めていくかとそのための施策は何なんだろうという視点で、ぜひ中小・小規模事業者向けの支援についてご検討いただくと大変ありがたいなと思っております。

昨今、国の方は大企業と中小・小規模事業者の間に中堅企業という概念が1つ入ってきております。ということは、地域にいけば、中小企業が固まって中堅企業になっていくというケースもあるということは、北海道、全国的にもそうですけれども、今後、中小・小規模事業者の絶対数は今まで以上に加速度的に減っていく可能性が含まれているというのも考慮していただくと大変ありがたいなと思っております。

最後になりますけれども、価格転嫁というのは必ずしも BtoB だけではございせん。BtoC、要するに消費者の皆さんにとっても、納得感っていうんですかね、価格転嫁について十分な理解をしていただけないと小売事業者はなかなか値上げが怖くてできないと。一方で、仕入れ価格は上がっているということで、自分たちの利益を削るとというのが地元の小売事業者になってまいります。

その典型例が、今、道内の消費者物価指数は全国平均を上回っています。1つはエネルギー価格、1つは食品でございす。エネルギーは当然ながら道内の中小事業者が価格を決定する力は持っておりません。食品についても、生鮮食料品もそうですし、加工食品もそうですけれども、果たして道内の事業者が価格を決められる力をどれぐらい持っているんだろうということを考えたときに、道内の消費者物価が全国以上に上がっているということは、本来、価格転嫁が進んでいる証ですけれども、上がっている恩恵を受けているのは、道外の事業者が実は比較的大きなウエイトを占めていて、道内の中小

事業者は途上にあるというのが価格転嫁のアンケート調査に現れてきているのだろうと思っております。

その辺を含めまして、ぜひ、価格転嫁、取引の適正化の状況につきましては、定期的
に実態を押さえていただき、その要因分析も含めて中身まで踏み込んでご覧いただけ
ると大変ありがたいなと思っています。

私から以上です。

■ 穴沢会長

はい。大変示唆に富むご意見、誠にありがとうございました。

それでは続きまして、土田委員、よろしくお願いいたします。

■ 土田委員

おはようございます。AWL 株式会社という AI のスタートアップを行っています。土
田美那と申します。本日はインドから参加しています。

AWL 株式会社は 2016 年に設立して 2017 年から北海道にオフィスを設けているので
すけれども、なかなか人が採用できなくて、最初に私の方で着手したというか、気づい
たことが、北海道と東京あるいは本州との年収の格差ですね。当たり前企業に給与設
計をするときに地域格差を設けているというところで、それで人を採用できない中で、
AWL としては全国統一賃金に次の年に踏み切ったのですね。

先ほど最低賃金のところがありましたけれども、おそらく年収面でいくと 30 万ぐら
いの差になると思うのですけれども、これが中小企業とかいわゆる正社員になると可視
化されていないのですけれども、もしかしたら 150 万を超える格差が本州と北海道であ
るっていうところになるのですね。先ほどの賃金上昇というところにあつたのですけど
も、地域での比率だけではなく元々のベースも低いところを上げていかなければなら
ないというところが課題認識です。

生活水準のところについてはおっしゃるとおり、私も計算したのですけれども、本
州と北海道のライフコストの差ってそんなにはないのですね。特に冬の暖房代とか考え
たりすると、差がないわけですね。なので、我々としてやっていかなきゃいけないこ
とは、まずはこのベースの底上げ。プラス、時代に合った形での上昇ということであ
つて、ハードルが地方に行けば行くほど大きいのではないかなというふうに思いますが、
それをどうやって着手するかということが求められているかなと思います。

先ほどの価格転嫁について、工夫の中で何とか地域が報われるような形にできたら
というふうに思いましたので、コメントさせていただきます。

以上です。

■ 穴沢会長

どうもありがとうございました。

それでは本日オブザーバーでご参加いただいております小塚様、もしご意見ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

■ 小塚オブザーバー

北海道経済産業局の小塚でございます。

私どもでは、北海道とともに共同で事務局を務める「北海道パートナーシップ構築宣言普及促進会議」の開催や先ほどの資料にも書かれていましたが、補助金等において企業が生産性向上を図られるよう、あらゆる施策を用意しているところではございます。

このような施策を上手く活用していただくということも大変重要ですが、施策を用意しただけではなく、中小企業等に広く浸透させていくためにも道庁さんと一緒に皆さんにお示ししながら活用していただくということをポイントとして考えていきたいと思っていますので、ぜひ皆様にご協力いただければと思っています。

以上になります。

■ 穴沢会長

ありがとうございました。

時間が押しておりますけど、もし一言、委員の方いらっしゃいましたらお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい。ありがとうございました。

本日は4つの案件につきまして、様々なご意見いただきまして誠にありがとうございました。また、これまでもいただいたご意見をこちらの道政の方にも反映させていただいているところでございますけれども、今後も委員の皆様方からのご意見を参考に、施策をより良いものにしていただければと思いますので引き続きよろしく願いいたします。

それではこれをもちまして議事の方は終了とさせていただきます。

最後に、水口部長の方から一言お願いしたいと思います。

■ 水口経済部長

はい。本日はありがとうございます。

まずは食の輸出拡大戦略の話で、食に限らず、昨今の米国の関税の関係でとにかく痛感しましたのは、ものすごくスピードが速いということとコロコロ状況が変わるということで、状況認識している間に違うことが起きているという状況でございました。また、直接輸出している方々の方ばかり向いていると、例えば中国とアメリカがなかなかうまくまとまらないと、中国の物の行き場所がなくなってそれが日本にやってきて日本の国内需要が影響を受けるだとか、そういう間接的な動きというものもあつたりすると

というのがよく分かりました。関係部局とも連携し、引き続き情報収集し、国の方とも連携してやっていかなければいけないと痛感したところがございますので、食に限らず様々な分野で、貿易、輸出関係もしっかり目配りしながら対策をしていきたいと思っています。

また、GX関係の税制や立地補助のご説明もさせていただきました。これまで北海道は再エネのポテンシャルが高いとずっと言ってきましたが、実際何が起きたのかとよくご指摘を受けることがあります。ポテンシャルをしっかり形にしていく、産業立地につなげていく、企業の商売の事業拡大につなげていくというのが本年度からの大事なテーマだと思っています。税制と立地の補助、そして規制緩和、この3つの柱をまずは皆さんに知っていただきながらそれを活用して、北海道全域に何らかの果実が行き渡るよう取り組んでいきたいと思っています。

最後に、賃上げの関係ですけれども、賃上げと最低賃金の違いというのも当然、重々承知した上なのですが、やはり私たちが望む、望まないに関わらず、最低賃金が上がっていくところにしっかり対応していかなければいけませんし、そういったところでこれまでも事業が持続できている方々がなかなか厳しい状況になってしまうことは避けたいと思っています。

やれるべきことは価格転嫁していくことと生産性を上げていくことだと分かっており、国や道の施策もラインナップとしてはあるように見えているのですが、なかなか大事なところに届いていないという課題や問題意識がありますし、価格転嫁の関係も大企業と中小企業の戦いではなく、中小企業同士が商売相手になっていてどちらかにしわ寄せというわけにもいかないっていうところがあるとも考えております。

そこで思い悩んで、この審議会のテーマに今回してみたのですが、引き続き、しっかり考えていきたいと思っています。今回、ご示唆もいただきましたけれども、一体何が起きていて、どこがどうなっているのか、もう少し私どもも色々な人からお話を聞いていかないことには良い施策ができないのかなと改めて痛感しました。来年度の施策に向け、何かしら形にしていきたいと思っています。

引き続き、様々なところでお話をいただければと思っていますし、私どもも出向いて行って現状というのをしっかり把握した上で、取組を強化していきたいなと思っていますので、引き続き、よろしくお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

■ 穴沢会長

ありがとうございました。

それでは議事の方はこれもちまして終了したいと思います。

事務局の方に、マイクの方もお返しいたします。よろしくお願いいたします。

4 閉会

■ 天野経済企画課課長補佐

はい。ありがとうございました。

皆様からいただいたご意見、ご提言につきましては、今後の商工業分野の施策づくりに活かしてまいりたいと考えております。

それではこれをもちまして令和7年度第1回北海道商工業振興審議会を終了させていただきます。

本日はご多忙のところ、ご出席いただき、ありがとうございました。